

死刑執行に関する会長声明

2016年（平成28年）11月28日

兵庫県弁護士会

会長 米田 耕士

〈声明の趣旨〉

当会は、11月11日に行われた死刑執行に対し強く抗議し、死刑執行の完全な停止を求めると共に、刑罰制度全体の見直しと死刑制度について速やかに検討を始めることを求める。

〈声明の理由〉

去る11月11日、金田勝年法務大臣は、男性1名に対する死刑が福岡拘置所において執行されたことを発表した。本年3月25日に2名に死刑が執行されて以来、約8ヶ月ぶりの執行であり、同法務大臣が就任してからは初めての執行である。また、第2次安倍内閣が成立したとき（2012年12月26日）以降で数えると10回目で、合計17名に死刑が執行されたことになる。

日本弁護士連合会では、本年10月7日に第59回人権擁護大会にて、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、①日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきこと、②死刑を廃止するに際して、死刑が課されてきたような凶悪犯罪に対する終身刑、重無期刑などの代替刑を検討すること等を政府に求めたばかりである。

死刑制度については、その存置に賛成する立場、反対する立場の双方から、様々な論拠が示されてきたが、死刑が、人間存在の根元である生命そのものを奪い去る厳しい刑罰であることは疑いのない事実である。

しかるに、死刑を決する刑事裁判は誤判のおそれを完全には払拭することができない。現に、戦後の日本では、1980年代に4名の死刑確定者に対する再審無罪判決がなされたほか、近年に至っても2014年3月には、袴田事件について、静岡地方裁判所にて再審の開始と死刑及び拘置の執行を停止する決定がなされ、改めてえん罪による誤った死刑執行のおそれが現実にあったことが示された。万一、無実の人に死刑を執行してしまえば、国家による取返しのつかない人権侵害となる。

また、国際社会に目を向けると、第二次世界大戦後、死刑の廃止や執行停止を行う国が増加し、既に、世界の3分の2以上の国々が、死刑を既に廃止ないし停止している。隣国である韓国においても1998年以降死刑の執行を停止しており、事実上の廃止国とされている。そして、国連総会は、2014年12月、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議を採択した。

かかる流れからするならば、死刑執行を直ちに停止し、被害者の立場、国民世論も踏まえて、死刑制度についての議論を早急に開始すべきである。

国と社会が、犯罪被害者ご遺族の精神的、経済的な支援に真摯に取り組むべきことは言うまでもないが、そのことと死刑制度、死刑執行を対置させてはならない。罪刑の均衡については、刑罰制度の見直しを行うことが可能であり、一般予防の考え方には本当に科学的根拠があるのか、改めて検討すべきである。

当会は、国民的議論が十分尽くされるまで死刑の執行を停止することを求める旨の声明を、過去繰り返し公表してきたところ、現政権が再び死刑の執行を行ったことは極めて遺憾であり、強く抗議する。当会は、重ねて、死刑執行の完全な停止を求めるとともに、刑罰制度全体の見直しと死刑制度について速やかに検討を始めることを求めるものである。

以 上